

(租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)

第二条 租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令(平成二十年財務省令第三十号)の一部を次のように改正する。

附 則

(特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等に関する経過措置)

第十条 省 略

2 改正法附則第四十三条第二項の規定の適用がある場合又は改正法附則第四十八条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第三十七条の十三の三の規定の適用がある場合における租税特別措置法施行規則第十八条の十五第八項の規定の適用については、同項第五号中「適用前の上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは、「適用前の上場株式等に係る譲渡所得等の金額(当該適用前の一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は当該適用前の上場株式等に係る譲渡所得等の金額のうち租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成二十年政令第六十一号)附則第十八条第四項第一号に規定する公開等特定株式の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額若しくは雑所得の金額に対応する部分の金額又は同項第二号に規定する上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額若しくは雑所得の金額に対応する部分の金額、譲渡所得の金額及び当該適用前の上場株式等に係る譲渡所得等の金額)とする。

3 前項の規定は、改正法附則第四十八条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第三十七条の十三の三の規定の適用がある場合における租税特別措置法施行規則第十八条の十五の二第二項の規定の適用について準用する。この場合において、前項中「第十八条の十五第八項」とあるのは、「第十八条の十五の二第二項」と読み替えるものとする。

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等の課税の特例に関する経過措置)

第十一条 改正法附則第四十八条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第三十七条の十三の三の規定に基づく旧規則第十八条の十

附 則

(特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等に関する経過措置)

第十条 同 上

2 改正法附則第四十三条第二項の規定の適用がある場合又は改正法附則第四十八条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第三十七条の十三の三の規定の適用がある場合における新規則第十八条の十五第九項の規定の適用については、同項第五号中「譲渡所得等の金額」とあるのは、「譲渡所得等の金額(当該適用前の株式等に係る譲渡所得等の金額のうち租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成二十年政令第六十一号)附則第十八条第四項第一号に規定する公開等特定株式の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額若しくは雑所得の金額に対応する部分の金額又は同項第二号に規定する上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額若しくは雑所得の金額に対応する部分の金額がある場合には、これらの金額及び当該適用前の株式等に係る譲渡所得等の金額)とする。

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等の課税の特例に関する経過措置)

第十一条 改正法附則第四十八条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第三十七条の十三の三の規定に基づく旧規則第十八条の十

五の三の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「第十八条の十四の二第一項の」とあるのは「租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令和五年財務省令第十九号）第一条の規定による改正後の租税特別措置法施行規則（以下「令和五年新規則」という。）第十八条の十五の二の二第四項の」と、「第十八条の十四の二第一項中「上場株式等」とあるのは「令和五年新規則第十八条の十五の二の二第四項中「特定株式」と、「当該上場株式等」とあるのは「当該特定株式」と、「当該公開等特定株式」とあるのは「当該公開等特定株式」と、「一般株式等」とあるのは「一般株式等若しくは租税特別措置法第三十七条の十一第二項に規定する上場株式等」と」と、「同条第三項第二号中「第二十五条の八第十項」とあるのは「第二十五条の八第十四項」と、「第十八条の九第一項各号」とあるのは「第十八条の九第二項各号」と、「第二十五条の十の十第九項」とあるのは「第二十五条の十の十第七項」と、「特定口座年間取引報告書」とあるのは「特定口座年間取引報告書又は当該特定口座年間取引報告書に記載すべき事項を書面に出力したもの」と、「第十八条の十三の五第七項及び第八項」とあるのは「第十八条の十三の五第六項及び第七項」と、「同条第七項」とあるのは「同条第六項」とする。

五の三の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「第十八条の十四の二第一項の」とあるのは「租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成二十五年財務省令第三十九号）による改正後の租税特別措置法施行規則（以下「平成二十五年新規則」という。）第十八条の十五の二第四項の」と、「第十八条の十四の二第一項中「上場株式等」とあるのは「平成二十五年新規則第十八条の十五の二第四項中「特定株式」と、「当該上場株式等」とあるのは「当該特定株式」と、「当該公開等特定株式」とあるのは「当該公開等特定株式」と、「一般株式等」とあるのは「一般株式等若しくは所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条の規定による改正後の租税特別措置法第三十七条の十一第二項に規定する上場株式等」と、「同条第三項第二号中「第二十五条の八第十項」とあるのは「第二十五条の八第十二項」と、「第二十五条の十の十第九項」とあるのは「第二十五条の十の十第七項」と、「特定口座年間取引報告書」とあるのは「特定口座年間取引報告書又は当該特定口座年間取引報告書に記載すべき事項を書面に出力したもの」と、「第十八条の十三の五第七項及び第八項」とあるのは「第十八条の十三の五第六項及び第七項」と、「同条第七項」とあるのは「同条第六項」とする。